

札幌大学において公的研究費の不正使用防止するため、以下の不正防止計画を策定する。

No	項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
<b>I. 責任体制を明確化する</b>			
1	責任体制について	責任者の役割や所在・範囲が曖昧な場合、組織としてのガバナンスが機能しない。	責任体制の体制図を作成し、学内外に周知・徹底している。
2	権限について	職務権限に曖昧な箇所がある場合、十分なチェックが行われず、不適切な使用が行われる。	「札幌大学及び札幌大学女子短期大学部における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」を改正(H27.4.1)し、平成26年2月の文科省によるガイドライン改訂に対応した公的研究費の管理・運営・監査体制の整備を行った。
<b>II. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</b>			
<b>① 事務処理手続きに関するルールの明確化・統一化</b>			
3	研究費の使用及び事務処理手続きに関する法令、ルール等の明確化・統一化	研究費の使用及び事務手続きに関するルールが曖昧であると、不適切な使用が行われる。	研究費の使用及び事務手続きに関するルールの明確化・統一化を推進する。「科学研究費助成事業申し合わせ」を作成し、ルールのもとに対応している。
<b>② コンプライアンス教育を通じた職員の意識を向上</b>			
4	意識の向上	コンプライアンス（法令の順守）・研究費の不正使用の事例及びその影響についての意識が不足していると、当該行為が不正使用であるという認識がない。	説明会を実施し、事務局から具体的な事例、関係機関への影響、管理・運用ルール、各種手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの責任、配分機関における申請資格の制限、研究費の返還措置、本学における不正対策全般について説明し、担当事務局は文科省や学振が開催する説明会に参加し、意識の能向上を図っている。
5	コンプライアンス教育	コンプライアンス（法令の順守）の意識・知識が無いと、不正行為の認識がない。	コンプライアンス教育の為、e-learning ツール(CITI Japan Program)の実施と、終了証の提出を義務付けている。
<b>③ 告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程を整備し、運用を透明化</b>			
6	意識の向上	告発を受けた者への取扱、調査及び懲戒に関する規程の周知が不足することで、職員の意識の欠如となり、不正使用が行われる。	告発を受けた者・告発した者の取扱・調査及び懲戒に関する規程を明確化し、周知する。
<b>III. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</b>			
7	不正を発生させる要因の把握	不正防止計画の策定・実施担当部署計画の不正行為に対する理解の不足。	不正を発生させる要因を把握し、実効性のある不正防止計画を策定する。
		担当事務局と研究者のコミュニケーション(意思疎通)の不足。	担当事務局の事務職員間および研究者とのコミュニケーション(意思疎通)を密にし、法令等、管理・運用ルール、本学関連規程及びマニュアル記載内容の周知、徹底を行うと同時に、研究者からの要望を聞き相互理解に努める。
<b>IV. 研究費の適正な運営・管理活動</b>			
8	予算執行状況の管理・把握	研究計画と実際の研究費執行の乖離。研究費の執行に際して、第三者からのチェック機能が働かないことで、研究費の不正使用が行われる。	担当事務局が直接経費の執行状況を把握し、各研究者に対し執行状況の報告を行うと同時に、研究計画に即した執行を促している。
<b>V. 情報の伝達を確保する体制の確立</b>			
9	公的研究費の使用等に関する相談窓口の設置	研究費の執行に際して、各部署から寄せられる相談事項や課題が学内で共有されないことで、他部署の改善方策が活用できず、結果的に研究費の不正使用に繋がる。	ホームページで「相談窓口」についてを周知するとともに、相談内容の学内共有を推進する。
10	研究費の不正使用等の通報窓口の設置	情報伝達が不備のため、研究者の独善的判断が発生する。	ホームページで「研究費の不正使用等の通報窓口の設置」についてを周知するとともに、通報内容の学内共有を推進する。
<b>VI. モニタリングの在り方</b>			
11	内部監査によるモニタリングの実施	実効性のある監査が実施されないと、研究費の不正使用が発生すると共に、不正使用の把握が明白にならない。	責任体制に内部監査室を含めて、公的研究費の実施体制を整備した。内部監査室に監査方針・方法を早急に策定し実施する。